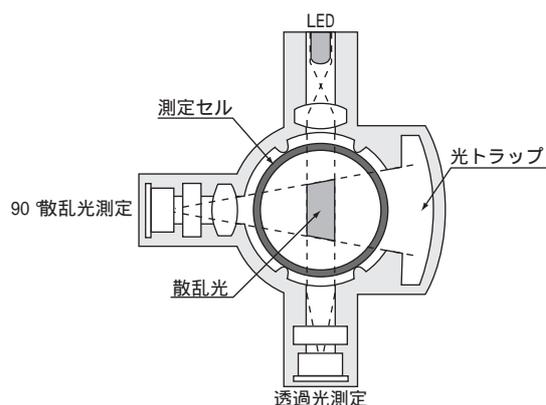


### 測定概要

LED光源からの平行光束は濁度物質により減衰して透過光受光部に到達します。一方、光源に対して90°方向に配置された受光部は濁度物質により比例して発生した散乱光量を同時に測定して、低濃度から高濃度までの濁度を正確に測定することができます。  
 又、従来の濁度計の測定単位はカオリン濁度(mg/L≒度)又はホルマジン濁度(NTU=度)で表されてきましたが、水道法水質基準省令改正(厚生労働省令101号)に対応して本器はポリスチレン濁度(度)を標準としています。

更に本器は上水試験方法や工業用水試験法(K0101)に準拠した透過散乱光測定方式で微量濁度を高感度で測定できます。



### ポリスチレン濁度

平成15年、水道法水質基準に関する省令改正(厚生労働省令第101号)で平成16年4月1日から濁度標準物質にポリスチレン系粒子懸濁液(5種混合)を適用し測定単位はポリスチレン濁度(度)で表すことになりました。新バージョンの濁度計TR-55は2003年9月から改正水道法省令に対応したポリスチレン濁度仕様でお客様に御届けします。  
 この水道法改正による混和ポリスチレン濁度標準液(度)は従来のカオリン濁度標準液(度=mg/L)に相当しますが、測定単位をmg/Lで表すことができません。あくまでも測定単位は度です。  
 ポリスチレン濁度標準液は従来のホルマジン濁度標準液とほぼ同時の安定性が有り、校正値の再現性と信頼性が高く、標準液のバラツキが殆んどありません。

### 濁度、色度の適用用途と水質基準参考資料

平成14年9月現在資料

適用施設	項目	省令	水質基準値	
			濁度	色度
水道法水質基準 (浄水場、簡易水道、受水槽等)	水道により供給される水質	厚生省令第69号 平成4年12月	2度以下	5度以下
	快適水質濃度	給水栓出口で 送配水施設入口で	1度以下 0.1度以下	
水道施設の技術的基準	ろ過後の水質	厚生省令第15号 平成12年2月		0.5度以下
浄水場	ろ過池出口 クリプトスポリジウム対策	厚生省令水248号 平成8年10月	0.1度以下	
公衆浴場	水質基準 レジオネラ症発生予防対策	厚生省令 平成12年12月	2度以下	5度以下
遊泳プール	衛生基準	厚生省令健発774号 平成13年7月	2度以下 循環ろ過装置の出口は0.5度以下 (0.1度以下が望ましい)	

その他の用途 各種ろ過装置出口、中水道、工場排水(ISO-14001対策)各種洗浄水、食品、化学工場、実験室等の色度濁度測定

型番	TR-55
測定単位	“度”(5種混合ポリスチレン濁度標準) (オプション ホルマジン濁度“FTU”)
測定範囲	0.00 ~ 1100度 3レンジ自動切換え
表示	液晶 3.1/2桁
分解能	0.01度 / 0.00 ~ 10.99度 0.1度 / 11.0 ~ 109.9度 1度 / 110 ~ 1100度
測定精度	±2%以内(100度以下/FS) ±3%以内(1000度以下/FS)
光源	LED
校正	通常ゼロ校正のみ スパン校正は必要に応じて実施
応答時間	電源ON後5秒
自動電源断	測定値ホールド5秒間後自動電源OFF
検水量	約15ml
測定部	約25mm 蓋付測定セル取付けによる測定
電源	単4アルカリ乾電池(LR03×4ヶ DC6V)
外形寸法	88×174×65mm
重量	約310g
付属品	乾電池、濁度標準液:10度・30ml 測定セル:4ヶ、キャリングケース